

# 栃木県地域医療構想調整会議 の設置について

平成30(2018)年11月30日(金)

平成30(2018)年度第1回栃木県地域医療構想調整会議



栃木県保健福祉部医療政策課

## 地域医療構想の内容(医療法で定められたもの)

1. 2025年の**医療需要**
2. 2025年に目指すべき**医療提供体制**
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための**施策**  
例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備  
医療従事者の確保・養成等

消費税増税分を活用した  
地域医療介護総合確保基金  
(H26~)で、医療機関の  
自主的な取組を支援するなど

## 地域医療構想で目指す医療提供体制

- 将来の医療需要・受療動向を踏まえた、必要な医療の確保  
地域ごとに、① 総量の確保、② 機能ごとの確保、③ 空白地域がないような配置、  
など考慮していく
- 医療機能の分化・連携による効率的な医療提供体制の構築  
各医療機関の強み、得意分野が見える化し、地域で集約化、役割分担を図る取組など
- 地域での生活を支える、療養環境の整備  
地域の特性に合わせ、入院、在宅医療、介護のベストミックスで慢性期の需要を支えていく

## 地域医療構想調整会議の協議事項

※ 平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

### 【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

（具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。）

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

⇒平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。

- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。  
⇒協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。
- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。
- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

### 【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。  
・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関 ・新たな病床を整備する予定の医療機関 ・開設者を変更する医療機関

## 地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

- 都道府県は、個別の医療機関ごと(病棟ごと)に、以下の内容を提示すること。
  - ①医療機能や診療実績
  - ②地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況
  - ③公立病院・公的病院等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

## 地域医療構想調整会議の運営

- 都道府県は、構想区域の実情を踏まえながら、年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。
- 医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組合せながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めること。

平成28年4月～ ○「地域医療構想調整会議」の開催

(主な議題)

- ・各構想区域の医療提供体制のデータ分析(病床機能報告等)
- ・地域医療介護総合確保基金事業に係る計画及び基金事業への提言
- ・公的医療機関等2025プラン及び新公立病院改革プランに関する協議(平成29年10月～)

○「病院等情報交換会」の開催(～平成30年3月)

- ・各構想区域の医療提供体制データの情報共有
- ・地域医療介護総合確保基金に係る計画等の情報共有
- ・医療機関相互の情報交換

○「病院及び有床診療所会議」の開催(平成30年8月～)

- ・従来の病院等情報交換会の機能を見直し、合意・承認の機能を有する会議として、より個別具体的な協議の実施(意向調査の結果表明)

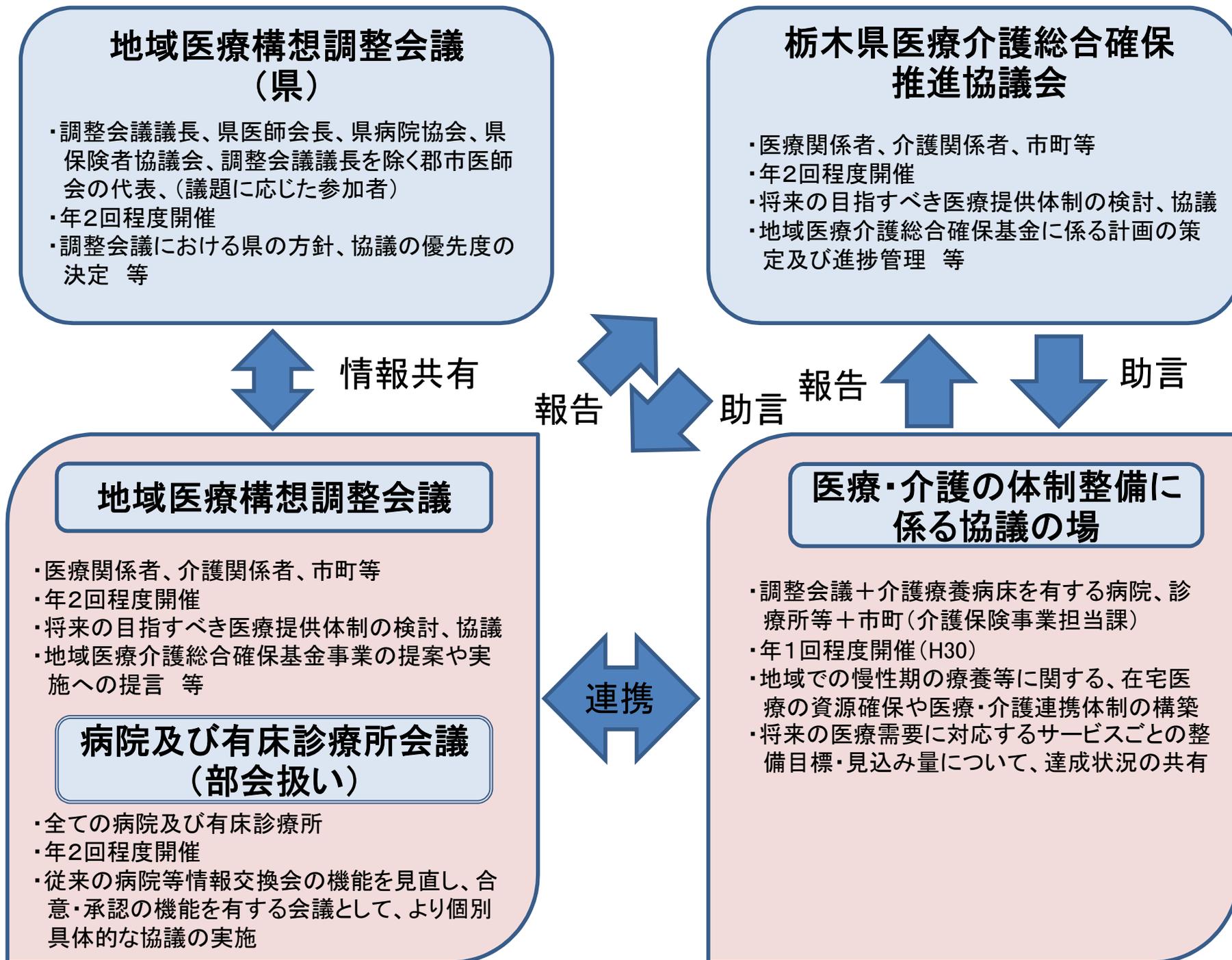


- (課題) ○各構想区域に共通する課題への対応方針の整理  
○各構想区域の協議の状況の情報共有 等

# 県単位の地域医療構想調整会議の設置について

<p>参加者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県医師会長（診療に関する学識経験者の団体）</li> <li>・調整会議議長</li> <li>・調整会議議長を除く郡市医師会代表</li> <li>・県病院協会（医療関係者）</li> <li>・県保険者協議会（医療保険者）</li> </ul> <p>＋議題に応じて参加者を設定</p>
<p>開催回数</p>	<p>年1～2回程度          ※平成30年度 1回目 11月30日（金） 2回目 3月頃（未定）</p>
<p>協議事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各構想区域における地域医療構想調整会議の運用に関すること（地域医療構想調整会議の協議事項、年間スケジュールなど）</li> <li>・各構想区域における地域医療構想調整会議の議論の進捗状況に関すること（具体的対応方針の合意の状況など）</li> <li>・各構想区域における地域医療構想調整会議の抱える課題解決に関すること（参考事例の共有など）</li> <li>・病床機能報告等から得られるデータの分析に関すること（定量的な基準など）</li> <li>・構想区域を越えた広域での調整が必要な事項に関すること（高度急性期の提供体制など）</li> </ul>

# 地域医療構想の実現に向けた推進体制



## 地域医療構想調整会議等での協議（概要）

- 2025年の病床の必要量の推計値を参考にした方向性を踏まえ、病床機能の分化・連携、在宅医療の充実や介護連携について、将来地域で必要とされる医療機能や医療需要と、現在の医療提供体制や受療動向を継続的に協議・検討しながら進めていく必要がある。
- 地域医療を支える人材の育成・確保が重要。

### 留意点、課題

- 医療従事者の需給見通しや働き方改革に則した医療従事者確保対策。

### 今後、求められる協議

- 全ての医療機関が「2025年に向け、地域で担うべき役割、機能ごとの病床数」について表明し、合意を目指す。

公的医療機関等2025プラン  
新公立病院改革プラン

医療機関への意向調査

「地域医療構想調整会議」及び  
「病院および有床診療所会議」  
で協議、互いに承認、合意へ

- 病床に関する議題の他に構想区域ごとに協議すべき課題の整理や対応方針の検討（在宅医療、医療従事者の確保等）